

(写)

生食発0728第10号  
28消安第1576号  
28水漁第630号  
平成28年7月28日

各  $\left[ \begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right]$  殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長  
(公 印 省 略)

農林水産省消費・安全局長

水産庁長官

「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

ウクライナ向けに輸出される水産食品の取扱いについては、「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年3月24日付け食安発第0324003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20消安第12839号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2373号水産庁長官通知。以下「通知」という。）に基づき取り扱っているところです。

今般、「農林水産業・地域の活力創造本部」の下に設置された「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」（座長：経済再生担当大臣）において取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、輸出環境の整備を図るため、下記の趣旨により、通知の別紙「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱要領」を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴管下関係営業者への周知方よろしくお願いします。

## 記

- 1 電子メールによる証明書の発行申請を可能とし、その手続を定める。
- 2 証明書発行申請時の添付書類の簡素化の観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 「ウクライナ向け輸出水産食品の官能検査の運用」に基づく手続を実施している場合であって、過去3年間の登録検査機関による官能検査結果に問題が認められなかったときは、官能検査の検証頻度を3年間に1回以上とする。
  - イ 「ウクライナ向け輸出水産食品の官能検査等実施報告書」を廃止し、「ウクライナ向け輸出水産食品証明書発行申請書」に必要な記載欄を設けることとする。
- 3 その他所要の改正を行う。